

# 入札説明書

この入札説明書は、長野県木曽建設事務所が発注する「令和5年度 防災・安全交付金（道路）工事 一般県道上松南木曽線 木曽郡大桑村～南木曽町 読書ダム～戸場（1号トンネル）（以下「本工事」という。）」に関し、令和5年7月24日付け公告（以下「入札公告」という。）のほか、本工事の一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明したものです。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事名

令和5年度 防災・安全交付金（道路）工事

### (2) 工事箇所名

一般県道上松南木曽線 木曽郡大桑村～南木曽町 読書ダム～戸場（1号トンネル）

### (3) 工事概要

トンネル工（NATM工法） L=943m W=6.0(7.5)m

### (4) 工期

令和6年2月長野県議会の議決の日から約960日間（債務負担行為設定済）

### (5) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用します。

## 2 入札参加者に必要な資格

入札公告2及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕（以下「公告〔共通事項〕」といふ。）1に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」の間、すべて満たしていかなければならない。ただし、入札公告2(1)イ及び公告〔共通事項〕1(1)エの要件については、長野県建設工事入札参加資格の付与を受けていない者は、当該資格を入札公告5(12)に示す日までに満たしていかなければならない。

### 2-2 設計業務等の受託者等

#### (1) 入札公告2(1)キの「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

大日本コンサルタント株式会社、大成測量設計株式会社

#### (2) 入札公告2(1)キの「当該受託者と経営上密接な関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

### 2-3 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」といふ。）構成員

入札公告2(1)クの「他の入札参加資格者（他の構成員を含む。）と経営上密接な関連がないこと」とは、公告〔共通事項〕16(6)アからオのいずれかに示すとおりである。

## 3 入札手続等

入札公告4及び5並びに公告〔共通事項〕2に示すとおりである。

### 3-2 競争入札参加資格等の確認手続き

(1) 本件入札に参加する特定JVは、入札書等に合わせ、一般競争参加資格等確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争参加資格等確認資料（以下「資料」という。）を提出し、一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出

提出する申請書及び資料は、様式一参考1から様式一参考3までによるものほか、「共同請負実施要領」（昭和39年2月18日付け39監第108号通知）第8の規定による共同企業体協定書（様式一共同1）及び各構成員の経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

(3) 資料の内容

資料の内容は、次のとおりとする。

なお、次のア、イ及びウの資料は構成員ごとに作成すること。

ア 施工実績（様式一参考2関係）

入札公告2(2)ア(ア)、イ(ア)に掲げる要件に該当する工事の施工実績を記載すること。

また、以下の書類を添付すること。

(ア) 記載した工事の内容が確認できるコリンズ工事カルテの写し

(イ) コリンズに登録が無い等で(ア)が添付できない場合、又は(ア)では施工実績の内容の確認ができない場合は、契約書（変更契約書を含む。）の写し及び工事概要等がわかる必要最小限度の資料（設計書、仕様書、図面等）又は発注者が発行した施工証明書を添付すること。

イ 配置予定の技術者（様式一参考3関係）

入札公告2(2)ア(イ)、イ(イ)、ウ(ア)に掲げる条件に該当することが判断できる技術者の資格、経歴及び工事の経験等を記載すること。

また、以下の書類を添付すること。

(ア) 法令による免許等については、免許等を証する書面の写し

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3ヶ月以上の雇用関係）を証明する健康保険証又は雇用保険被保険者証等の写し

(ウ) 建設業法第15条第2号に規定する営業所の専任の技術者を記載した配置技術者名簿一覧

(エ) 記載した工事の内容が確認できるコリンズ工事カルテの写し

(オ) コリンズに登録が無い等のため、(エ)が添付できない場合は、契約書（変更契約書を含む。）の写し及び工事概要等がわかる必要最小限度の資料（設計書、仕様書、図面等）又は発注者が発行した施工証明書を添付すること。

ウ 入札公告日から3ヶ月前の日以降に交付された「納税証明書」（長野県税について未納の徴収金のない証明書）の写し

(4) 申請書及び資料の提出方法

入札書等と同時郵送するものとし、同封の方法については、入札説明書5-2に示す。

(5) 入札参加資格の付与（長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号））を受けていない者の参加

ア 入札公告2(1)イ及び公告〔共通事項〕1(1)エに掲げる入札参加資格の付与を受けていない者であっても、一般競争参加資格等の確認手続きを行うことができるが、入札に参加するためには、開札前までに当該資格の付与を受け、かつ、一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

イ この場合、入札参加資格の付与を受けるために必要な書類も、本件入札の申請書及び資料と一緒に提出すること。

ウ 入札参加資格の付与を受けるために必要な書類

長野県公式ホームページを参照

（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensei/nyusatsu/koji/index.html>）

「県政情報・統計」→「入札・調達」→「競争入札参加資格（建設工事等）」

エ 入札参加資格の付与及び一般競争参加資格等の確認が確定する前に、入札説明書6-2(10)

に示す、技術提案の審査等が行われる場合があるが、開札前までに当該資格等が認定されない場合は、当該者の入札は無効とする。

オ 入札参加資格に関する事項の照会先

- (ア) 郵便番号 380-8570  
(イ) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
(ウ) 機関名 長野県建設部建設政策課技術管理室入札・契約班  
(エ) 電話番号 026-235-7313  
(オ) メールアドレス gjukan-nyukei@pref.nagano.lg.jp

#### 4 入札参加資格要件の審査

- (1) 公告〔共通事項〕7に示すとおりである。
- (2) 審査は、令和5年9月21日(木)までに実施する予定であるが、発注機関の長が必要と認めた場合は、提出書類に関するヒアリングを実施し、追加資料等を要求することがある。この場合は、個別に当該者に連絡する。
- (3) 入札参加資格の付与及び一般競争参加資格等の確認が確定する前に、6-2(10)に示す、技術提案の審査等が行われる場合があるが、開札前までに当該資格等が認定されない場合は、当該者の入札は無効とする。
- (4) 入札参加資格要件を満たさないと認められた者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。なお、当該通知を受理した者は、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領(平成21年7月1日付け21建政技第159号。以下「特例政令要領」という。)第8の規定により、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内にその理由について苦情を申し立てることができる。
- (5) (4)の苦情の申立ては、落札候補者決定のための入札事務の執行を妨げないものとする。

#### 5 入札方法等

入札公告5(3)及び公告〔共通事項〕6に示すとおりである。

##### 5-2 入札書と同時に提出が必要な書類

- (1) 入札書と同時に提出が必要な書類は以下のとおりである。

| 本説明書の記載箇所                    | 入札時の提出資料等            | 様式、注意事項  |
|------------------------------|----------------------|--|
| 5                            | ①入札書                 | 様式-入札書 注) 1  |
| 3-2(2)(3)                    | ②一般競争参加資格等確認申請書      | 様式-参考1   |
|                              | ③一般競争参加資格等確認資料       | 様式-参考2、参考3   |
|                              | ④共同企業体協定書            | 様式-共同1   |
|                              | ⑤各構成員の経営事項審査結果通知書の写し |  |
|                              | ⑥各構成員の納税証明書の写し       | 長野県税について未納の徴収金のない証明書   |
|                              | ⑦工事費内訳書              |  |
| 6-2(1)(2)(4)(5)<br>(6)(7)(8) | ⑧価格以外の評価点(簡易型)申請書    | 様式-総合5-3   |
|                              | ⑨技術提案書               | 様式1号<br>様式1号別紙(1事項ごとA4縦2枚以内かつ2,000文字以内(文字の大きさは11ポイントとし、文字数は枠内の標題、半角文字、記号等を含む全ての文字を対象としてカウン |

|        |   |   |
|--------|---|---|
|        | ⑩技術提案書の参考資料<br>⑪ ⑨、⑩を入力した電子媒体（、CD-R または DVD-R）  | ト))<br>1事項ごと A3 横1枚（様式・記載方法は任意）                       |
| 3-2(5) | ⑫入札参加資格の付与（長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号））を受けていない者にあっては、当該資格の付与のための書類 | 長野県公式ホームページ<br>「県政情報・統計」→「入札・調達」→「競争入札参加資格（建設工事等）」を参照 |

注) 1 共同企業体の入札書における表示は、次のとおりとする。

特定建設工事共同企業体の名称 ○○共同企業体

代表者 <住 所>

○○建設株式会社

代表取締役 何 某 印

<住 所>

○○建設株式会社

代表取締役 何 某 印

<住 所>

○○建設株式会社

代表取締役 何 某 印

## (2) 郵送の方法

ア 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札公告に指定する配達日を指定して郵送すること。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、長野県内でも配達指定日の前々日までとなるので、あらかじめ差し出しそうとする郵便局に確認すること。

イ ①入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名及び特定JVの名称を記載すること。

ウ 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び上記②から⑫を入れ、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名、特定JVの名称、担当者名及び担当者連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を記載すること。

エ 外封筒及び中封筒の表紙には、19に記載の「外封筒及び中封筒貼り付け用紙」に、特定JVの名称、担当者名及び担当者の連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を記載の上、切り取って貼り付けること。ただし、「外封筒及び中封筒貼り付け用紙」以外の方法で表記した場合も有効とする。

## (3) その他

ア 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、入札参加者の負担とする。

イ 発注機関の長は、提出された書類を入札参加者に無断で本件入札以外の目的に使用しない。

ウ 提出された書類は返却しない。

## 6 総合評価落札方式

(1) 入札公告3に示すとおりである。

(2) 本件総合評価は技術提案型で、落札者決定基準（評価項目及び配点）は次に示すとおりである。

| 評価項目 | 配点     | 評価点の算定方法         |
|------|--------|------------------|
| 価格点  | 62.75点 | 価格点=配点×最低価格／入札価格 |

|         |         |   |  |
|---------|---------|---|--|
|         |         | <p style="text-align: right;">[小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。</p> <p>※2 入札価格とは、各入札者の入札価格とする。</p> <p>※3 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く）を超えた者及び入札書が無効となった者を除いて計算する。</p> |  |
|         | 評価項目    | 配点  |  |
| 簡易型の評価点 | 1 工事成績  | 5 点   | <p>評価点の算定方法</p> <p>特定JVの評価点=配点×（特定JVの工事成績点－65）／（特定JVの最高工事成績点－65）</p> <p style="text-align: right;">[小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>特定JVの工事成績点=特定JV構成各者（代表構成員を除く）の工事成績点の合計／2</p> <p style="text-align: right;">[小数点以下第1位四捨五入整数止め]</p> <p>※1 特定JVの構成各者の工事成績点は、長野県発注工事の過去2か年（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）にしゅん工した工事の工事成績評定点をそれぞれ各者ごとに単純平均して求める。なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年（平成31年4月1日から令和5年3月31日まで）とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め]</p> <p>※2 特定JVの最高工事成績点は、特定JVの工事成績点のうち最高の者（特定JV）の点数とする。</p> <p>※3 特定JV構成各者の工事成績点が80点以上の場合80点とする。（評価点の計算において、80点を上限とする。）</p> <p>※4 特定JV構成各者の工事成績点は、過去4か年に工事成績評定点がない場合65点とする。</p> <p>※5 特定JVの工事成績点が65点の場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。</p> <p>※6 特定JV構成各者の工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、対象期間に長野県が発注した全ての工事を対象とする。ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。</p> <p>※7 特定JV構成各者が長野県建設工事等入札参加資格者による入札参加停止措置要領別表1-1（粗雑工事、契約違反）に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、その者の工事成績評定点を0点とする。</p> |
|         | 2 技術者要件 |   | <p>特定JVの代表構成員が、過去20年以内（平成15年4月1日から公告日の前日まで）にNATM工法で標準部の覆工後の内空断面50m<sup>2</sup>以上のトンネル工事において、主任技術者又は監理技術者としての経験が3件以上ある技術者を配置できる場合：1点</p> <p>※1 資格（実績）は、公告日現在で取得していることを要件とする。（登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要）</p> <p>※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。</p>  |

|          | 3 建設マネジメント    | 労働環境          | 1 点   | <p>経営事項審査の労働福祉の状況（W1）が30点以上ある者：1点<br/>特定JVの評価点＝特定JV構成各者ごとに算出した点数の合計／3<br/>[小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 労働福祉の状況（W1）は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。<br/>※2 令和4年12月までに発行された経営事項審査結果通知書においては、労働福祉の状況（W1）の点数により確認する。<br/>※3 令和5年1月以降に発行された経営事項審査結果通知書においては、建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）の点数により確認する。</p> |
|----------|---------------|---------------|---|---|
|          | システム          | 建設キャリアアップシステム | 0.25 点  | <p>当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者：0.25点</p> <p>※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。<br/>※2 評価を申請した落札候補者は、誓約書（様式5-20号）の提出が必要。</p>  |
|          | 簡易型の評価点計      |               | 7.25 点  |   |
|          | 評価項目          | 配点            |   | 提案事項  |
| 技術提案の評価点 | 1 施工計画        | 10 点          | <p>工程管理に係る技術的事項</p> <p>※1 本工事は、工事用道路として木曽川（十二兼地区）に架ける仮橋を利用し、終点側からの片押しによる掘削を予定しています。その仮橋の利用可能期間は令和9年3月までと制約があることから、工事を遅らせないための技術的な解決策、実績に基づく工程管理上の工夫などについて具体的な提案を求めています。</p>   |   |
|          |               |               | <p>施工上の課題に対する技術的事項</p> <p>※1 本トンネルは、低速度帶・断層破碎帶（リニアメント）が多数存在する「地質の変化が著しいトンネル」と想定しており、支保パターン区間長が短く、頻繁に変更が必要な計画となっていますほか、突発湧水なども懸念されます。こうした地山状況を踏まえ、施工中における地山の調査や評価の方法、それに基づく最適な対策やその範囲等の検討について、安全性、経済性、効率性の観点も含めた具体的な提案を求めています。<br/>※2 工程管理に係る内容を含む場合は「工程管理に係る技術的事項」として提案することとし、本事項による提案とした場合は評価しません。</p> |   |
|          | 2 工事の特性に応じた課題 | 10 点          | <p>終点側明かり部における路体盛土工の効率的な施工に係る具体的な提案</p> <p>※1 終点側明かり部は本工事の工事用道路、施工ヤード及びズリ仮置き場等として利用する計画ですが、本線の路体盛土を施工する範囲とも重複します。路体盛土（一部補強土壁）は本工事で発生するズリを盛り立てて構築するため、施工ヤード等を盛</p>   |   |

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
|           |         | り替えながら工事を進める計画としていますが、現場条件を加味し、限られた用地内により効率的に工事を進めるために考えられる技術的な解決策や工夫などについて具体的な提案を求めています。 |
| 技術提案の評価点計 | 30 点    | ※ 各項目間で重複する提案については、どちらか 1 項目のみでの評価とします。   |
| 価格以外の評価点計 | 37.25 点 |   |
| 総合評価点     | 100 点   | 総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点（簡易型の評価点+技術提案の評価点）  |

## 6－2 簡易型及び技術提案の評価方法

### (1) 簡易型の評価点について

ア 特定 JV の工事成績点の算定例は以下のとおりである。

特定 JV の工事成績点＝特定 JV 構成各者（代表構成員を除く）の工事成績点の合計／2  
[小数点以下第 1 位四捨五入整数止め]

（計算例）

A 社 （代表構成員） (工事成績点は算入しない)

B 社 80 点、82 点  $(80+82)/2=81$  → 80 点（上限）

C 社 75 点、76 点、78 点  $(75+76+78)/3=76.3$  → 76 点

特定 JV の工事成績点＝  $(80+76)/2=78.0$  → 78 点

イ 提出様式は、価格以外の評価点（簡易型）申請書（様式一総合 5－3）とする。

### (2) 技術提案について

技術提案の評価項目ごとに、現地の状況を把握した上で、工事にあたり技術的に配慮すべきことを提案すること。

### (3) 技術提案の評価方法

ア 各委員の評価は以下のとおりとし、全委員の算出結果の平均値を評価点とする。

イ 評価基準は、評価項目ごとに A、B、C、D の 4 段階評価とする。

ウ 評価点は、各項目に対する配点に係数 A=1.0、B=0.6、C=0.2、D=0.0 を乗じて算出する。

（配点 10 の項目の場合）

評価 A であれば  $10 \times 1.0 = 10$  点

評価 B であれば  $10 \times 0.6 = 6$  点

評価 C であれば  $10 \times 0.2 = 2$  点

評価 D であれば  $10 \times 0.0 = 0$  点

となる。

### (4) 技術提案（様式 1 号別紙）は、提案事項ごとに、A4 縦 2 枚以内かつ 2,000 文字以内で記述すること。記述順は、入札説明書 6（2）に示す「技術提案の評価点」の記載順とする。

様式 1 号別紙の枠内に記載する標題、半角文字、記号等を含む全ての文字について 2,000 文字以内の制限の対象とし 1 文字とカウントとする。なお、文字の大きさは 11 ポイントを厳守のこと。

### (5) 技術提案書（様式 1 号、様式 1 号別紙）と技術提案書の参考資料については、Microsoft Word で作成し、CD-R もしくは DVD-R を電子媒体とした電子データ（押印不要、Word 形式）と、それを出力した紙の両方をそれぞれ 1 部ずつ提出すること。

### (6) 技術提案書の参考資料は、様式は自由であるが、提案事項ごとに、A3 横 1 枚とする。

### (7) 技術提案書、技術提案書の参考資料とも、所定の提案数、枚数、字数を超過した場合、当該事項については「評価できない」とする。

(8) 技術提案書作成に当たっての留意点

- ア 提案の履行の確実性、安全性等がわかるように記述する。新技術・新工法を用いる場合は、施工実績や試験施工実績、特許等の資料を添付する。また、必要に応じて関連文献や実験データ・解析データを添付するなどして、わかりやすい提案に努めること。
- イ 提案は、期待できる効果がわかるように記述し、その内容について、具体的に記述するとともに、最低限の要求要件と比較するなどして提案によって期待できる効果を具体的に記述すること。
- ウ 説明は、可能な限り定量的に行うこと。使用するデータは、測定の年代、条件、方法、試験期間等により有効性を十分に確認すること。
- 定量的な指標による説明が困難な場合は、公的な機関による指針、要領、基準書や学識経験者の論文など、現在も社会的にその有効性が広く認知されている文献等により説明してもよい。
- エ 技術提案された工種等に数量等の増工が発生した場合、原則として技術提案の履行義務があるものとし、増工分に係る技術提案履行による費用についても基本的に変更対象とはしない。
- オ 提案者名がわかるような記載は避けること。
- カ その他、総合評価落札方式（技術提案型）評価要領（最終改正令和5年4月28日付け5建政第14号）とその別紙1及び別紙2を熟読の上、作成すること。

(9) 各入札参加者が提案しようとする技術提案に係る質問は原則として受け付けない。

（公平性・透明性確保の観点から質問・回答は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問はしないこと。）

(10) 技術提案等に対するヒアリング

- ア 提出された技術提案に対し、令和5年9月27日（水）に開催する技術評価会議においてヒアリングを行う予定である。（なお、都合により日程が変更となる場合がありますので、ご承知ください。）  
また、時間及び場所等は別途連絡する。
- イ ヒアリングの時間は、概ね30分。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定）
- ウ 説明者は、公告2(2)ア(イ)、イ(イ)、ウ(ア)に掲げる特定JVの各構成員の配置予定技術者とする。
- エ 説明補助者の出席も認めるが、説明者も含め特定JVとして6人までの出席とする。
- オ 説明は配置予定技術者が行い、説明補助者が補足説明する場合は、技術評価会議の許可を得ること。
- カ 説明は、事前に提出した技術提案書、技術提案書の参考資料によるものとし、当日の追加資料は認めない。
- キ パソコン、プロジェクター等のプレゼンテーション用の機器の使用を認めるが、スクリーン以外の機材は全て入札参加者側で用意すること。なお、原則として、映写できる資料は技術提案書及びその参考資料のみとし、公平性の観点から、提出資料を拡大もしくは説明範囲の明示のみできるものとする。
- ク ヒアリング時に口頭にて提案された内容についても履行義務が発生するものとする。
- ケ 契約後の技術提案の履行にあたっては、発注者の承認を得るものとし、その後建設工事に着手できるものとする。

## 7 工事費内訳書の提出

公告〔共通事項〕5及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得（以下「入札心得」という。）第7条に示すとおりである。工事費内訳書には工事名、工事箇所名及び商号又は名称（特定JVの名称）を必ず記載すること。

## 8 開札

入札公告5(3)ウ、及び公告〔共通事項〕6(3)に示すとおりである。

## 9 落札候補者の決定及び低入札価格調査等

- (1) 落札候補者の決定については、入札公告 3(7) 及び公告〔共通事項〕10 に示すとおりである。
- (2) 本件入札は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成 15 年 4 月 15 日付け 15 監技第 7 号）（以下「低入札調査試行要領」という。）の第 3 第 1 号に規定する「低入札価格調査基準価格」を適用し、同第 2 号に規定する「失格基準価格」は適用しない。
- (3) 「低入札価格調査」は、低入札調査試行要領に基づき実施するものとし、調査対象者には、落札候補者決定通知書に添えて「低入札価格調査の実施通知書」を通知する。
- (4) 調査資料提出期限は、低入札価格調査の実施通知書に記載する。
- (5) 当初に求める調査資料
  - (3)に求める調査資料は、低入札調査試行要領の第 11 に定める調査資料及び以下のアからオとする。
    - ア 下請負人が作成した「見積書」。なお、原則として、「費目・工種・施工名称など」は閲覧設計書の項目により作成すること。また、材工別の場合は、材料のみ、労務工賃のみ等を、見積書の備考欄に明示すること。なお、下請負人の範囲は次の各号に掲げるとおりである。
      - (ア) 建設業許可を有する一次下請負人全て
      - (イ) 交通整理員、ガードマン等を外部委託する場合の警備会社等
      - (ウ) 産業廃棄物の処理・運搬を外注する場合の委託業者
      - (エ) 測量または各種調査等を外注する場合の測量、調査会社等
    - イ アの下請負人の商号、代表者名、住所が記載された「施工体制台帳」（建設業法第 24 条の 7 に規定する記載事項等を満たしたもの。長野県土木工事現場必携に記載された様式に準じる。）及び施工体系図
    - ウ アの下請負人が配置を予定している技術者の法令による免許等については、免許等を証する写し
    - エ アの下請負人が配置を予定している技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前 3 ヶ月以上の雇用関係）を証明する健康保険証又は雇用保険被保険者証等の写し
    - オ その他「低入札価格調査の実施通知書」に添付する調査内容に関する資料。
- (6) 追加で求める資料
  - 低入札調査試行要領の第 13 第 1 項に定める資料を追加で求める場合がある。
  - (7) 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査対象者に対し、理由を添えて落札しない旨を通知するとともに、次順位者に対し、落札候補者とする旨を知らせるものとする。
  - (8) 次順位者が調査基準価格を下回る入札者の場合は、低入札調査試行要領の第 11 から第 15 に定める手続きを再度行うものとする。
  - (9) 資料の提出が提出期限内に一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、当該落札候補者のした入札書は、無効（失格）とする。
- (10) 履行状況の確認及び措置
  - 発注機関の長は、この低入札価格調査に基づき契約した工事について、以下の各号に掲げるとおり、履行状況の確認を行った上、必要な措置を講じることとする。
    - ア 低入札調査試行要領の第 11 及び第 13 第 1 項で提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があり、契約の目的を達することができないと認められるときは、契約約款第 47 条第 6 号による契約解除を行う。
    - イ 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講じる。
    - ウ 前記アまたはイに至らない場合でも、提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異がある場合、下請負人や下請金額等に合理的な理由なく変更が生じた場合には、工事成績評定を減点する。

## 9－2 低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行

- (1) 入札価格が特例政令要領第9の2に規定する「特別重点調査」の実施対象に該当する場合は、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成23年6月24日付け23建政技第128号。以下「特別重点調査の試行」という。)により調査を行うものとする。
- (2) 当初に求める調査資料
- ア 低入札価格調査試行要領の第11で提出を求める書類に加え、特別重点調査で示す調査項目に対して、特別重点調査の試行に従い特別様式1から特別様式14に必要事項を記載するとともに各調査項目で指示する添付資料を添えて提出するものとする。
- イ 特別重点調査の対象となる調査基準価格以下の者が複数あった場合、並行して当該調査を行うこととし、また調査対象者はこれに協力しなければならない。
- (3) 提出期日
- 書類の提出期限は、特別重点調査の実施を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む）の発注機関の業務時間内とする。この場合、一旦提出した書類の差し替えや訂正は原則認められない。期日までに提出されない場合又は書類に不備があると認められる場合は低入札調査試行要領第16に規定する「契約内容に適合した履行がされないおそれがある」とみなし措置するものとする。
- (4) 入札の辞退
- 特別重点調査に該当する落札候補者が辞退を申し出る場合は、会計局長が行う調査終了時までに落札候補者辞退届（特例政令要領 様式1）を発注機関に提出するものとする。なお、落札候補者の辞退を認めた場合、入札参加停止等の措置は行わない。
- (5) その他
- 当該条項に記載以外の、その他の条項については、低入札調査試行要領を準用する。

## 10 落札者の決定

公告〔共通事項〕11に示すとおりである。

## 11 入札書の無効等

- (1) 入札心得第5条に掲げる入札書等は不受理とする。
- (2) 入札心得第19条及び第20条に掲げる入札書は無効とする。

## 12 入札保証金

入札公告5(6)及び入札心得第2条に示すとおりである。

## 13 契約保証金

入札公告5(7)及び公告〔共通事項〕13に示すとおりである。

## 14 支払条件

公告〔共通事項〕14に示すとおりである。

なお、各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定している。ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

|       |              |
|-------|--------------|
| 令和5年度 | 請負代金の約1%の金額  |
| 令和6年度 | 請負代金の約7%の金額  |
| 令和7年度 | 請負代金の約48%の金額 |
| 令和8年度 | 請負代金の約44%の金額 |

## 15 契約

入札公告5(10)及び入札心得第21条に示すとおりである。

## 16 配置技術者及び配置技術者の変更等

- (1) 配置技術者は、契約人と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用）にある者でなければならない。
- (2) 配置予定技術者の変更は、入札書等の提出時に申請した技術者と同等以上の要件を満たした場合に限り、落札候補者の審査時点において認める。
- (3) 契約後は、病気など合理的な理由以外には認めない。認める場合であっても、入札要件を満たす技術者とすること。
- (4) 特別重点調査の実施対象となった受注者は、入札参加資格要件で求める主任（監理）技術者と同等の技術者1名を別に専任で配置しなければならない。
- (5) 主任（監理）技術者及び追加主任技術者の配置時期は、本件工事が令和6年2月長野県議会での議決を経て本契約となる予定のため、本契約後の工事着手時に専任で配置できることが必要である。

## 17 設計図書の優先順位等

入札公告している設計図書等（閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む）・指導事項、数量計算書、設計図面）について、設計図書間に食い違いがあった場合の解釈の優先順位は、次に記すものを原則とする。なお、疑義がある場合には、入札参加者は質問期間中に質問を提疑し、発注者から回答を得るものとすること。

食い違いがあった場合の優先順位

- ア 質問回答
- イ 現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む）・指導事項
- ウ 閲覧設計書
- エ 数量計算書
- オ 設計図面

（※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないで留意すること。）

## 18 本件調達に係る苦情の処理手続き

特例政令要領第8及び第16に示すとおりである。

## 19 外封筒及び中封筒貼り付け用紙

（キリトリ線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付ること。）

キ  
リ  
ト  
リ

〒397-8550

長野県木曽郡木曽町  
福島 2757-1

長野県木曽建設事務所

総務課 行

キ  
リ  
ト  
リ

入札書等

配達指定日 令和5年 9月13日(水)  
開札日 令和5年 10月12日(木)  
工事名 令和5年度 防災・安全交付金  
(道路)工事  
箇所名 一般県道上松南木曽線  
木曽郡大桑村～南木曽町 読書  
ダム～戸場(1号トンネル)  
特定JVの名称

担当者名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(FAX番号)